

生物多様性の危機への対応

新国家戦略では、わが国の生物多様性の現状を踏まえた危機の構造を、3つの原因、結果から以下のように大別しています。

人間活動ないし開発が直接的にもたらす種の減少、絶滅、あるいは生態系の破壊、分断、劣化を通じた生息・生育域の縮小・消失

生活・生産様式の変化、人口減少など社会経済の変化に伴い、自然に対する人為の働きかけが縮小後退することによる里地里山等における環境の質の変化、種の減少ないし生息・生育状況の変化

近年問題が顕在化するようになった移入種等による生態系の攪乱

新国家戦略では、これらを、「第1の危機」、「第2の危機」、「第3の危機」として、原因と対応を記述しています。

第2回目の点検実施までにおけるこれらの危機への対応状況は以下の通りです。

1. 「第1の危機」への対応

新国家戦略では、人間活動に伴う負の影響要因が招く第1の危機に対して、保全を強化すること、再生・修復を積極的に進めることとしています。

保全の強化については、利尻礼文サロベツ国立公園に隣接する湿原地域2,944haを新たに国立公園の特別保護地区に指定するとともに、白神山地、和白干潟、名蔵アンパルについて国指定鳥獣保護区の指定を行っています。また、新国家戦略策定後に保安林の計画的な指定により増加した面積は15万haになるとともに、国有林においても、森林生態系保護地域8万haを含む11万haを保護林として設定しました。このように保護地域の設定を着実に進めています。

また、世界自然遺産の新たな候補地として、「知床」、「小笠原諸島」、「琉球諸島」の3地域が選定され、このうち、推薦の条件が整った「知床」については、平成16年1月にユネスコ世界遺産センターに推薦書を提出しています。

また、平成16年6月には、良好な都市環境や都市景観の形成、生物多様性の確保等のために重要な都市の緑とオープンスペースを効率的かつ効果的に確保するために、都市緑地保全法等の一部を改正しました。

「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」により、これまでの緑地保全地区制度（本改正により「特別緑地保全地区」に名称変更）に加え、届出により土地利用との調整を図ることで自然環境の保全を図る緑地保全地域制度が導入されることになりました。

このように自然公園や鳥獣保護区等の保全制度に加え、地方公共団体等が発意して自然環境を保全することができる制度が新しく設けられ、このような制度を活用することで、きめ細やかに保全を行うことも可能となっています。

平成15年度から施行された自然再生推進法については、平成16年7月現在全国7箇所法律に基づくものとして協議会が立ち上がっています。

それぞれ、釧路湿原や荒川中流域のように国が主導的に進めるタイプ、静岡の麻機遊水地のように都道府県等地方公共団体が主導的に進めるタイプ、多摩川源流部のように

民間団体が主導的に進めるタイプ等様々なものが立ち上がっています。

現在、準備中のものも含めて、今年度中には計10程度の協議会が立ち上がってくるものと見込まれており、自然再生推進法についても、着実に取組が進められつつあります。

今後は、このような取組をさらに推進していくとともに、それぞれ保全された地域間のネットワークを形成し、総合的に効果を高めていくことが重要です。

2. 「第2の危機」への対応

里地里山等における人為の働きかけが縮小後退することによる第2の危機に対しては、対象地域の自然的・社会的特性に応じて人為的な管理・利用を行っていくための新たな仕組みの構築、人と自然の関係の再構築という観点に立った対応が必要とされています。

平成16年5月には、「文化財保護法」の一部を改正して、棚田や里山など人と自然との関わり合いの中で作り出された「文化的景観」を新たに文化財として位置付けました。

その上で、国は、都道府県又は市町村の申し出に基づき、特に重要なものを重要文化的景観として選定することとしており、これを保護するためのしくみ等が定められています。

このように文化財としての面からの支援を行うしくみが整いました。

また、都市緑地保全法による管理協定制制度や自然公園法による風景地保護協定制制度などNPO等と土地所有者とが管理協定を結んで、緑地や里地里山の管理を行うことができる制度が構築されていますが、森林についても、NPO等と森林所有者とが結ぶ施業の実施に関する協定について市町村長が認可する制度が創設され、この認可を受けたNPO等が森林整備事業の事業主体として追加されており、NPOと連携する制度が構築されています。

しかしながら、都市緑地保全法による管理協定制制度の適用を受けた数は2例、自然公園法による風景地保護協定制制度の適用を受けた数は2例であり、今後、制度の活用を図ることが課題といえます。

3. 「第3の危機」への対応

移入種等による生態系の攪乱の問題については、生物多様性に与える影響が甚大であること等の認識の下、移入種が及ぼす影響に関する科学的知見の収集を基礎としながら、侵入の予防、侵入の初期段階での発見と対応、定着した移入種の駆除・管理の各段階に応じた対策を進める必要があるとしています。

平成16年度においては、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が制定されています。

この法律では、生態系、人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある外来生物を「特定外来生物」として指定し、学術研究等の目的で許可を受けた場合を除き飼養や輸入を禁止するとともに、施設外で放つこと等を禁止しています。

野外における特定外来生物について国や地方公共団体等が防除を行うことを促進するための措置が定められています。

今後、外来生物のデータベースの構築、被害判定手法の確立を含め、法律の実施体制を整備することが求められています。